〃	クボタＫＳＱ345	210006	〃
〃	クボタＫＳＱ34Ｒ－ＰＣ	210007	〃
〃	クボタＫＳＦ25	210008	〃
〃	クボタＫＳＦ27	210009	〃
〃	クボタＫＳＦ33	210010	〃
〃	クボタＫＳＦ34Ｒ－ＰＣ	210011	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千四百五十六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマーＳＦＱ182	210012	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千四百五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－431号	仕切り隔壁（Ｂ　Ｗ－106Ｓ Ｅ(6)　15級）	BIP INDUSTRIES Co., Ltd.	84－18, Guseo-dong, Geumjeong-gu, Busan, Republic of Korea

○国土交通省告示第九百九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－432号	仕切り甲板（Ａ　60級）	ＹＳＤＹ　Ｄ105－Ⅱ	YOU SHIN DAEYEOL Co., Ltd.	96－17, Sajik-Dong, Dongrae-Gu, Busan, Republic of Korea
第Ｆ－433号	〃	ＹＳＤＹ　Ｄ105	〃	〃
第Ｆ－434号	仕切り隔壁（Ａ　60級）	ＹＳＤＹ　Ｗ101	〃	〃
第Ｆ－435号	〃	ＹＳＤＹ　Ｗ212	〃	〃

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年九月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｷ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｷ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｲ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｳ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(ｴ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦八隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年九月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(ｲ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｳ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(ｵ)　北緯三一度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(ｶ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

自衛艦四隻

実施艦

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年九月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年九月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

自衛艦十隻

実施艦

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。